

昭和薬科大学ハラスメント防止対策委員会規程

(目的)

第1条 学校法人昭和薬科大学（以下「本学」という。）は、ハラスメント防止のためのガイドライン（指針）に基づき、学生、職員がハラスメントのない公平で安全な環境において、就学、就労、研究ができるキャンパスをつくるために、ハラスメント防止対策委員会（以下「防止対策委員会」という。）を設置し必要な事項を定める。

(防止対策委員会の任務)

第2条 防止対策委員会は、次の各号に掲げる事項をその任務とする。

- (1) ハラスメント防止に関する研修および学習・討論などの機会と情報の提供
- (2) 相談員を指名し、学内への相談員の氏名、所属、連絡手段等の公表
- (3) 相談員に対する研修・トレーニングの委託と実施
- (4) 申立人から調停申立がなされた場合、調停委員会の設置と調停委員の選出
- (5) 申立人から、苦情申立がなされた場合、調査委員会の設置
- (6) ハラスメント問題に関する理事長への報告書の提出と対応に対する意見の上申
- (7) 理事会の求めに応じ、ハラスメント問題に関する理事会への出席
- (8) ハラスメントを行ったものに対する研修・教育プログラムの実施
- (9) ハラスメントを受けた者の救済措置の実施
- (10) ハラスメント問題に関する委員会活動についての年次報告
- (11) その他ハラスメントの防止及び対策に関する必要な事項

(委員会の構成)

第3条 委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 副学長
- (2) 理事 1名
- (3) 学生支援委員長
- (4) 大学事務長
- (5) 法人事務長

- (6) 理事長および学長が指名する職員各1名以上
 - (7) 理事長が推薦する者(学外有識者を含む)
2. 防止対策委員会は、必要に応じ委員以外の者に委員会への出席を求めることができる。

(任期)

第4条 防止対策委員(以下「委員」という。)の任期は1年とし、再任を妨げない。

- 2. 委員に事故あるとき、または欠員となったときの後任者の任期は、前任委員の残任期間とする。

(委員長)

第5条 防止対策委員長(以下「委員長」という。)は、第3条第1項第1号のものをあてる。

- 2. 委員長は、防止対策委員会を代表し、防止対策委員会の業務を統括する。
- 3. 委員長の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

(副委員長)

第6条 委員会に副委員長を1人置く。

- 2. 副委員長は、委員会の同意を得て委員長が指名する。
- 3. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 4. 副委員長の任期は、委員長の任期に従う。ただし再任を妨げない。

(委員会の運営)

第7条 委員会は、委員長が招集する。

- 2. 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3. 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(相談員)

第8条 学生、職員からのハラスメントの相談に応ずるために、相談員を置く。

- 2. 相談員に関する細則は別に定める。

(調停委員会)

第9条 防止対策委員会は、ハラスメントに関して、調停の申し出があったとき調停委員会を置く。

2. 調停委員会に関する細則は別に定める。

(調査委員会)

第10条 防止対策委員会は、ハラスメントに関し、苦情申立があったとき、もしくは防止対策委員会が、救済および環境改善のための措置が必要と判断した場合は、事実関係の調査にあたるため、当該事件に関する調査委員会を置く。

2. 調査委員会に関する細則は、別に定める。

(委員の欠格)

第11条 防止対策委員会、調停委員会および調査委員会（以下「各委員会」という。）の委員は、欠格事由（例えば、ハラスメントの被申立人となったとき）が生じたときは、その職務を解く。各委員会は必要に応じ後任者を選出する。

(上申)

第12条 防止対策委員会は、必要な措置について理事長に上申する。ただし、被申立人に対する処分の判断は理事会が行う。

2. 委員長は、事案の内容が重大な法令違反や非行等で、社会に及ぼす影響が著しいものに関して、委員会の判断なしにその旨を理事長に意見上申することができる。

(秘密保持)

第13条 防止対策委員、相談員、調停委員、調査委員（以下「各委員」という。）は、関係者のプライバシーの保護を最優先にし、任期中および退任後も知り得た内容について守秘義務を負う。

2. 各委員会の委員長は、活用した資料の複写を禁じ、関係資料等が外部に漏洩しないよう細心の注意を払う。
3. 万一情報漏洩等が発生した場合、その行為者は懲戒処分の対象となる。
4. 全ての関係資料は、調査終了後直ちに理事長にその管理を委託する。

(引継ぎ)

第14条 委員長および各委員は、任期が終了した場合、事案の内容および関係資料について一切を後任者に引き継ぎ、ハラスメント申立者に迷惑がかからないよう細心の注意を払う。

(事務)

第15条 この規程に関する事務は総務課で行う。

(改廃)

第16条 この規程の改廃は理事会の議を経て行うものとする。

附則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。